

参考資料1	大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第1回）
	平成18年5月16日

大阪府環境審議会
揮発性有機化合物・化学物質対策部会
運営要領

第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会に揮発性有機化合物・化学物質対策部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 3人以内

② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成18年3月27日から施行する。

部会構成（5名）

	氏名	所属（役職）	専門分野
環境審議会 委員	内山 巖雄 ◎	京都大学大学院教授	環境衛生学
	池田 有光	大阪府立大学名誉教授	大気環境学
	吉川 萬里子	消費生活専門相談員	消費生活
専門委員	尾崎 博明	大阪産業大学教授	水環境・土壌環境学
	臼倉 文雄	日本ペイント株式会社 環境品質本部安全環境 部長	化学物質管理

◎：部会長